

## 第9回沖縄県軽石問題対策会議

日時：令和5年6月12日（月）

13時30分～14時30分

場所：県庁舎6階第2会議室

### 次 第

#### 1 報告事項

- ・関係各部の取組状況について（軽石の回収状況等）

#### 2 協議事項

- ・今後の対応について

#### 3 その他

#### 配付資料

資料 第9回沖縄県軽石問題対策会議報告事項

参考 沖縄県軽石問題対策会議の開催について

# 第9回沖縄県軽石問題対策会議報告事項

令和5年6月12日（月）

件名	軽石大量漂流・漂着の現状と対応について
内容	<p><b>1 経過概要</b></p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年8月13日の福徳岡ノ場海底火山噴火により、本県に多数漂流し被害をもたらした軽石について、県では対策会議を設置し、これまで8回の会議を開催し、関係部で情報共有を図りながら回収・処理を進めてきた。</li><li>・県では、対策会議の中で、軽石の基本的対処方針を定め、海岸管理者他、市町村、ボランティア団体等の協力を得ながら対策を講じてきたところである。</li><li>・具体的な対応は以下のとおり。</li></ul> <p>ア 対策会議の設置 令和3年11月17日に、全庁体制の「沖縄県軽石問題対策会議」を設置。</p> <p>※令和3年10月4日に、北大東村で軽石漂着が確認され、その後、各地での漂着確認の報道がなされた。県では、海岸管理者等による連絡会議を踏まえ、全庁体制の会議体を設置。</p> <p>イ 国への要請 令和3年11月6日に、松野内閣官房長官来県の際に要請書を手交。</p> <p>ウ 回収・処理 国の補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金等）を活用して回収・処理を実施。</p> <p>【回収実績】 国、県、市町村等による軽石の回収量は、令和5年5月時点で、110,454m<sup>3</sup>（m<sup>3</sup>：立方メートル）となっている。</p>

(内訳) ※詳細は別紙1参照

- ・ 県管理港湾：63,324m<sup>3</sup>（うち、20,000m<sup>3</sup>は国回収）
- ・ 海岸（県土木）：15,275m<sup>3</sup>
- ・ 海岸（県農林）：5,007m<sup>3</sup>
- ・ 県管理漁港：2,441m<sup>3</sup>
- ・ 市町村：23,837m<sup>3</sup>
- ・ 那覇港：570m<sup>3</sup>

#### 【広域仮置場の運用状況】

北部（名護市：約55,000m<sup>3</sup>）と南部（糸満市：約29,000m<sup>3</sup>）に軽石の仮置き場を設置。

※県仮置き場に保管していた軽石について、鉱山跡地への埋め戻し分は、令和5年3月末までに全量を完了した。譲渡分は、令和5年4月までに完了している。

#### 【軽石の利活用等の状況】

##### (ア) 利活用促進への取組

令和3年度に県民向けにアイデア募集を行い、88件の応募の中から、4つの利活用案の検討を行った。

##### (a) 赤土流出防止対策用ふとん籠への活用（環境部）

環境部で、実証事業を実施したところ、機能面で期待できる結果を得られたが、施工性（費用・労力・時間）や利用面（強度・耐候性・構造面等）で更なる検証が必要との結果となった。

##### (b) 農業的利用及び農業土木的資材活用（農林水産部）

農林水産部で、農業的利用及び農業土木的資材活用について調査・検討を行った。

検討の結果、農業用土壌改良材及び園芸資材としての農業的利用は推奨しないこと、農業用暗渠排水資材としての農業土木的資材活用は、軽石の塩分除去を利用の前提とし、その他にも留意事項を付した上で活用案をHPで県民向け公表した。

##### (イ) 無償譲渡について

県広域仮置場に保管した軽石は、譲受希望者への譲渡を推進した（譲渡実績：約440m<sup>3</sup>）。

## 2 関係各部の取組状況

### (1) 土木建築部関係

#### ア 土木建築部所管海岸

- ・ 漂着が確認された38市町村のうち、漂着量が顕著な20市町村で回収を行い、一部搬出の困難な離島を除き運搬処理まで完了している。その総量は15,093立方メートルであった。  
一部、離島における未処理の分（182立方メートル）についても今年度、運搬処理予定である。（一部離島：ナガンヌ）

#### イ 港湾

- ・ 軽石漂着は38港湾（県管理35、県管理以外3）、このうち、船舶の航行及び係留に支障が生じた県管理の7港湾及び那覇港で災害復旧事業による回収及び運搬処理は完了した。
- ・ これまでの回収量は63,324立方メートル。
- ・ 他港湾30港のうち、軽石の漂流や漂着が船舶の航行や係留に支障があったものについては他事業等で回収済みである。
- ・ 運天港では、令和3年12月10日から港湾法第55条の3の3に基づき国と県で協同して対応済みである。

#### ウ 河川（県管理）

- ・ 県管理11河川において、潮の満ち引きで漂着・消失を繰り返していたが、現在は確認されておらず、利水・治水への影響はない。

#### エ 今後の対応

〈海岸〉〈港湾〉〈河川〉

- ・ 引き続き、軽石が再漂流・漂着しないか状況を注視していく。

### (2) 農林水産部関係

#### ア 漁港

- ・ 軽石漂着が確認された漁港は、84漁港（県管理27、市町村管理57）
- ・ 回収作業は6漁港で実施し、令和4年5月までに回収作業を終了し、令和5年2月に処分を完了した。（回収量：約3,070立方メートル）  
（回収実施漁港）  
県管理：①辺土名漁港、②安田漁港、③港川漁港、④波照間漁港  
市町村管理：①運天漁港、②久高漁港

## イ 農林水産部所管海岸

- ・ 軽石漂着が確認された海岸は、農地海岸が56海岸、漁港海岸が44海岸
- ・ 漂着量が多かった海岸 18海岸（農地海岸16、漁港海岸2）
- ・ 漁港や港湾等へ影響を与える海岸を優先し、18海岸で回収作業を実施し、令和5年3月までに全て完了した。（回収量：5,007立方メートル）  
（回収実施海岸：18海岸）
  - ①国頭村辺土名（漁港）海岸、②国頭村辺土名（農地）海岸、
  - ③今帰仁村運天海岸、④今帰仁村諸志海岸、⑤本部町備瀬海岸、
  - ⑥本部町具志堅海岸、⑦伊是名村内花海岸、⑧伊是名村屋ノ下海岸、
  - ⑨伊是名村勢理客海岸、⑩伊是名村伊是名海岸、⑪伊平屋村西島尻海岸、
  - ⑫伊平屋村島尻海岸、⑬伊平屋村前泊海岸、⑭久米島町仲里（漁港）海岸、
  - ⑮宮古島市狩俣東部海岸、⑯宮古島市長北海岸、⑰宮古島市浦底海岸、
  - ⑱宮古島市新城海岸。

## ウ 今後の対応

〈海岸〉〈漁港〉

- ・ 引き続き、軽石が再漂流・漂着しないか状況を注視していく。

# ○軽石・回収済み数量（R5. 3月末まとめ）

# 別紙 1

土木建築部、農林水産部、環境部

管理主体	回収地域	回収量	
県港湾	1 南城市（徳仁港）	800m <sup>3</sup>	
	2 本部町（本部港_本部地区）	962m <sup>3</sup>	
	3 本部町（本部港_渡久地地区）	56m <sup>3</sup>	
	4 今帰仁村・名護市（運天港）	60,300m <sup>3</sup>	うち国回収分 (20,000m <sup>3</sup> )
	5 伊是名村（仲田港）	256m <sup>3</sup>	
	6 伊是名村（内花港）	370m <sup>3</sup>	
	7 伊平屋村（前泊港）	380m <sup>3</sup>	小計
	8 国頭村（奥港）	200m <sup>3</sup>	<b>63,324m<sup>3</sup></b>
海岸 (県土木)	1 大宜味村（大兼久、根路銘、津波）	1,409m <sup>3</sup>	
	2 今帰仁村（今泊、古宇利）	1,169m <sup>3</sup>	
	3 本部町（水納島、瀬底島）	196m <sup>3</sup>	
	4 名護市（喜瀬、幸喜、真喜屋）	4,596m <sup>3</sup>	
	5 国頭村（辺土名、桃原、伊地）	194m <sup>3</sup>	
	6 読谷村（長浜）	240m <sup>3</sup>	
	7 うるま市（照間、与那城、宇堅）	176m <sup>3</sup>	
	8 西原町（小那覇）	26m <sup>3</sup>	
	9 南城市（安座真、玉城）	968m <sup>3</sup>	
	10 八重瀬町（具志頭）	171m <sup>3</sup>	
	11 久米島町（島尻、奥武）	300m <sup>3</sup>	
	12 座間味村（座間味、阿佐）	635m <sup>3</sup>	
	13 渡嘉敷村（渡嘉敷）	884m <sup>3</sup>	
	14 渡名喜村	646m <sup>3</sup>	
	15 与那原町	25m <sup>3</sup>	
	16 宮古島市（平良島尻、城辺保良）	924m <sup>3</sup>	
	17 多良間村（塩川）	772m <sup>3</sup>	
	18 石垣市（伊原間、平久保）	1,193m <sup>3</sup>	
	19 竹富町（黒島、新城、高那）	721m <sup>3</sup>	小計
	20 与那国町（祖納）	30m <sup>3</sup>	<b>15,275m<sup>3</sup></b>
海岸 (県農林)	1 国頭村（辺土名漁港海岸）	154m <sup>3</sup>	
	2 本部町（具志堅海岸）	240m <sup>3</sup>	
	3 今帰仁村（運天海岸）	450m <sup>3</sup>	
	4 伊是名村（内花、屋ノ下、勢理客、伊是名海岸）	1,300m <sup>3</sup>	
	5 本部町（具志堅、備瀬海岸）	520m <sup>3</sup>	
	6 国頭村（辺土名農地海岸、辺土名漁港海岸）	140m <sup>3</sup>	
	7 久米島町（仲里漁港海岸）	160m <sup>3</sup>	
	8 宮古島市（狩俣東部、長北、浦底、新城海岸）	297m <sup>3</sup>	小計
	9 伊平屋村（西島尻、島尻、前泊海岸）	1,572m <sup>3</sup>	
	10 今帰仁村（運天海岸、諸志海岸）	174m <sup>3</sup>	<b>5,007m<sup>3</sup></b>
県漁港	1 国頭村（辺土名漁港）	1,376m <sup>3</sup>	
	2 国頭村（安田漁港）	906m <sup>3</sup>	
	3 八重瀬町（港川漁港）	73m <sup>3</sup>	小計
	4 竹富町（波照間漁港）	86m <sup>3</sup>	<b>2,441m<sup>3</sup></b>

土木建築部、農林水産部、環境部

管理主体	回収地域	回収量	
市町村 ※市町村が実施した回収 (ボランティアによる回収を含む)	1 糸満市 (自然海岸、美々ビーチ、フィッシャリーナ)	44m <sup>3</sup>	
	2 豊見城市 (美らsunビーチ)	18m <sup>3</sup>	
	3 南城市 (久高漁港、知念安座間海岸、知念海洋レジャーセンター、久手堅海岸、佐敷海岸、知念知名海岸、久高島海岸、奥武海岸)	391m <sup>3</sup>	うち136m <sup>3</sup> は久高漁港
	4 大宜味村	30m <sup>3</sup>	
	5 今帰仁村 (運天漁港、その他漁港、河口、海岸)	2,586m <sup>3</sup>	うち493m <sup>3</sup> は運天漁港
	6 本部町 (新里漁港海岸、具志堅海岸、備瀬海岸、水納海岸、アンチ浜ビーチ)	1,100m <sup>3</sup>	
	7 恩納村	9,504m <sup>3</sup>	
	8 中城村 (久場、当間、北浜地区)	36m <sup>3</sup>	
	9 伊江村 (東江前海岸、西崎海岸)	570m <sup>3</sup>	
	10 北谷町 (アラハビーチ)	31m <sup>3</sup>	
	11 多良間村 (普天間港)	180m <sup>3</sup>	
	12 渡嘉敷村 (港湾、渡嘉志久ビーチ、阿波連ビーチ、漁港)	660m <sup>3</sup>	
	13 石垣市 (登野城漁港、石垣港離島ターミナル、伊野田漁港、石垣新港地区、浜崎マリーナ)	75m <sup>3</sup>	
	14 北中城村 (美崎海岸)	27m <sup>3</sup>	
	15 うるま市	1,210m <sup>3</sup>	
	16 浦添市 (牧港漁港、空寿崎)	355m <sup>3</sup>	
	17 座間味村	121m <sup>3</sup>	
	18 伊平屋村 (米崎海岸ほか8海岸)	548m <sup>3</sup>	
	19 宮古島市 (池間島海岸、宮古島東海岸)	1,845m <sup>3</sup>	
	20 国頭村 (村内海岸)	574m <sup>3</sup>	
	21 与那国町 (祖納港、ナンタ浜)	2m <sup>3</sup>	
	22 与那原町 (板良敷沿岸線)	460m <sup>3</sup>	
	23 久米島町	982m <sup>3</sup>	
	24 名護市 (屋我地漁港海岸)	453m <sup>3</sup>	
	25 渡名喜村 (村内海岸)	764m <sup>3</sup>	
	26 竹富町 (西表、小浜、黒島、波照間ほか)	346m <sup>3</sup>	
	27 金武町	23m <sup>3</sup>	小計
27 伊是名村	900m <sup>3</sup>	<b>23,837m<sup>3</sup></b>	
那覇港	那覇港管理組合 (新港ふ頭地区、浦添ふ頭地区、波の上ビーチ)	570m <sup>3</sup>	

※小数点第1位を四捨五入。

合 計 **110,454m<sup>3</sup>**

## 沖縄県軽石問題対策会議の開催について

(令和3年11月16日環境部長決裁)

第1 小笠原諸島・福徳岡ノ場の海底火山噴火により沖縄県沿岸に大量に漂流する又は漂着した軽石により各分野で発生している問題について、議長である知事の指揮のもと、庁内関係部局が連携して迅速かつ円滑に対応することを目的に、沖縄県軽石問題対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

第2 対策会議の構成員は別表1のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

2 対策会議は軽石漂着・漂流に関する現状と今後の予測、発生またはそのおそれのある問題に関する対策、その実施に係る関係部局間の連携などについて、情報や考え方を共有するとともに、対策の進捗状況管理を行うものとする。

第3 対策会議に幹事会を置き、構成は別表2のとおりとする。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

2 幹事会は、対策会議に付議すべき事項の協議、軽石漂着・漂流問題への対策に関する連絡調整と進捗管理を行うものとする。

第4 幹事会にワーキングチームを設置し、構成は別表3のとおりとする。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

2 ワーキングチームは、幹事会の指導に基づき、必要な調査を行う。

第5 対策会議の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

第6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則（令和3年11月19日環境部長決裁）



別表1 (第2 関係)

沖縄県軽石問題対策会議

◎知事
○副知事
政策調整監
知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
保健医療部長
農林水産部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長

◎議長      ○副議長 (環境部担任副知事)

別表2 (第3関係)

幹事会

環境部	◎環境企画統括監
	○環境政策課長
	環境整備課長
知事公室	防災危機管理課長
総務部	総務私学課長
企画部	市町村課長
	交通政策課長
保健医療部	保健医療総務課長
農林水産部	農地農村整備課長
	水産課長
	漁港漁場課長
文化観光スポーツ部	観光政策課長
	観光振興課長
土木建築部	海岸防災課長
	港湾課長
	技術・建設業課長
	河川課長

◎幹事長      ○副幹事長

別表3 (第4関係)

## ワーキングチーム

部	課	班	職名
環境部	○環境整備課		課長
		一般廃棄物班	班長
知事公室	防災危機管理課	防災危機管理班	班長
総務部	総務私学課	総務班	班長
企画部	市町村課	行政班	班長
	交通政策課	交通企画班	班長
保健医療部	保健医療総務課	総務企画班	班長
農林水産部	農地農村整備課	施設管理班	班長
	水産課	水産企画班	班長
	漁港漁場課	整備班	班長
文化観光スポーツ部	観光政策課	総務班	班長
	観光振興課	受入推進班	主幹
土木建築部	海岸防災課	管理班	班長
		海岸班	班長
		災害砂防班	班長
	港湾課	管理班	班長
		港湾班	班長
	技術・建設業課	技術管理班	班長
	河川課	管理班	班長
		河川班	班長

○チーム運営担当